

令和 3 年度

教育委員会の事務の点検・評価報告書
(令和 2 年度事業分)

令和 3 年 9 月

西条市教育委員会

目 次

1 趣旨	2
2 点検評価の対象	2
3 点検評価の方法	2
4 点検評価結果の構成	2
5 西条市の教育基本方針	4
6 教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価	
(1) 学校教育	5
(2) 社会教育	14
(3) 人権・同和教育	21
(4) 外部評価委員の意見、評価	25
7 資料	
(1) 教育委員会開催状況	27
(2) 議案処理状況	27
(3) 学校訪問等活動状況	27
(4) 教育財政状況	29
(5) 関係法令	30

1 趣旨

西条市教育委員会は、その権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、効果的な教育行政の推進に資するとともに、その結果に関する報告書を作成し、公表することにより、市民への説明責任を果たし、市民に信頼される教育行政を推進します。

2 点検評価の対象

点検評価の対象は、「西条市の教育基本方針」に基づく、令和2年度の学校教育、社会教育、人権・同和教育の重点目標とします。

3 点検評価の方法

- (1) 点検評価に当たっては、施策・事業の進捗状況を総括するとともに、課題や今後の取組の方向性を明らかにするため、毎年1回実施します。
- (2) 「外部評価委員会」を設置して、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図り、点検評価の客観性を確保します。(令和3年8月12日に外部評価委員会を開催)

【西条市教育委員会外部評価委員】

委員長	目見田 康介
副委員長	越智 基博
委員	難波江 覚
委員	斎藤 宜昭
委員	久保 浩治

4 点検評価結果の構成

(1) 項目

令和2年度「教育基本方針」の推進目標を達成するための重点目標である8項目について、基本施策ごとに点検評価します。

(2) 取組状況等

- ア 基本施策を達成するための方向性を示します。
- イ 令和2年度に実施した主な取組を示します。
- ウ 基本施策の進捗状況を記載するとともに必要に応じ目標と実績を

まとめています。

(3) 今後の課題と取組の方針

今後の取組を進める上での課題と方針を示しています。

(4) 外部評価委員の意見、評価

外部評価委員会での主な意見及び評価について掲載しています。

(5) 評価

取組状況ごとに目標を定め、その進捗状況及び達成度等から得た成果について点検・評価しています。また、新規の事業や業務内容等については、比較検討が可能な他の継続事業等の達成度等を参考とし、それぞれの目標に対する成果を点検・評価することで、西条市教育委員会の学校教育、社会教育、人権・同和教育における基本施策ごとに5段階の評価を実施しました。

評価基準	
段階	評価内容
A	目標とする成果を大きく上回った
B	目標とする成果をやや上回った
C	概ね目標とする成果であった
D	目標とする成果をやや下回った
E	目標とする成果を大きく下回った

5 西条市の教育基本方針

西条市の将来都市像である「人がつどい、まちが輝く、快適環境実感都市」の実現に向け、教育環境の整備充実を図り、豊かな心をはぐくむ教育・文化を実感できるまちづくりを推進する。

—推進目標—

- 1 学校・家庭・地域が連携・協働し、知・徳・体のバランスのとれた「心豊かにたくましく生きる西条っ子の育成」に努める。
- 2 ICTを効果的に活用した「学びあい学習」、防災教育、コミュニケーション教育などの特色ある教育活動や教職員の業務改善を推進し、基礎・基本の定着を図るとともに、教育の質の向上に努める。
- 3 世代に即した生涯にわたる学習活動の充実と地域活動への参加の拡大を図るとともに、生涯学習環境の整備に努める。
- 4 地域の安全・安心に資する事業展開により、地域社会・家庭の教育力及び危機管理意識の向上に努める。
- 5 自然を守り育て、郷土を愛する教育の推進に努める。
- 6 文化に対する市民意識の高揚を図り、郷土の先人を顕彰するとともに、貴重な文化財・歴史民俗資料などの保護と有効活用に努める。
- 7 部落問題をはじめ、あらゆる人権問題に関する学習機会の提供を通じて、正しい理解と認識を培い、市民の人権が真に尊重される差別や偏見のない社会の形成に努める。

学校教育

6 教育に関する事務の管理・執行状況の点検・評価

重点目標1 「ともにづくり、みんなが育つ学校」の創造

基本施策	取組状況等	評価
(1) 一人一人の子どもを大切にする学校 保護者、地域、関係機関と連携・協働して一人一人の子どもを大切にする教育を推進する。	【取組状況】 (人権・同和教育の推進) : B - 全ての小・中学校で、人権対策協議会西条支部役員を招き、「差別の現実に学ぶ」研修会を開催した。 - 各学校の課題に応じて重点的に取り組むテーマを決め人権・同和教育3か年計画の下、人権・同和教育を推進した。 - 人権・同和教育主任研修会を年5回行い、各学校の人権・同和教育の核となる教員の指導力の向上に努めた。 - 令和2年度四国地区人権教育研究大会では西条市立西条小学校、愛媛県人権・同和教育研究大会では西条市立西条西中学校と西条市立多賀小学校、東予地区人権・同和教育研究協議会では、西条市立氷見小学校と西条市立西条西中学校がそれぞれ報告発表し、成果をあげた。また、愛媛県教育委員会主催の人権・同和教育訪問では西条市立丹原東中学校が授業公開及び実践報告し、成果をあげた。 (生徒指導の充実) : B - 毎年実施していた「西条市いじめSTOP小・中学生会議」は新型コロナウイルス感染症拡大予防のため中止した。 - ハートなんでも相談員や不登校対策非常勤講師、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等との連携により、校内生徒指導体制を充実させた。 - 中・高生徒指導主事連絡会や青少年育成センター、警察等関係機関との生徒指導に関する情報交換を行ったり、連携を図ったりした。中学生と高校生が協力して朝の登校指導及び挨拶運動(CAP)を計画的に実施した。 (特別支援教育の推進) : B - 新型コロナウイルス感染症対策をしながら、ウイングサポートセンター発達支援担当専門員の活動をサポートし、就学指導の常時相談体制を充実させた。このことにより就学先の特別支援教育コーディネーターとも連携が図られ、就学先の見学もスムーズに行うことができるようになってきている。保護者、就学先の学校とともに適切な就学相談活動ができるようになった。 - 特別支援教育スーパーバイザー派遣事業は、新型コロナウイルス感染症予防のため今年度は中止した。また、感染症対策をしながら、特別支援教育コーディネーターが中心となり、事例研究や障がい種別研修会、ウイングサポートセンター発達支援担当専門員を招へいた研修を積極的に実施して、校内教育支援委員会が充実したものになった。	B
	【今後の課題と取組の方針】 「差別の現実に深く学ぶ」校内研修の充実 「性的マイノリティ」に関する取組や研修会の更なる工夫 - 関係諸機関と連携をした特別支援教育の更なる充実	

学校教育

(2) 子どもの成長を支える家庭や地域との連携・協働 学校や子どもの様子について積極的に情報発信するとともに、子どもの成長につながるよう地域の人的・物的資源の有効活用を図る。	【取組状況】 (家庭・地域への積極的な情報発信) : A ・ 学校のホームページの充実を図るとともに報道機関との連携を密にし、多角的な情報発信に努めた。 ・ 不審者情報については、学校、警察、西条市PTA連合会が連携し、連絡メールサービスなど、ICTを活用することで広域かつ迅速に保護者や地域の方々にも情報提供し、児童生徒の見守りを強化した。 ・ コミュニティ・スクール導入に向けて、西条市立大町小学校と西条市立玉津小学校を令和3年度のモデル校に選定した。 (家庭・地域との連携強化) : B ・ 学校評議員制度を活用し、課題に応じて評議員からの意見を求め、学校運営に反映させるよう努めた。 ・ 総合的な学習の時間において、福祉教育や勤労生産体験学習の講師を地域の方に依頼した。 ・ 市PTA連合会、健全育成協議会等と連携し地域ごとに、学校と保護者・地域で児童生徒を見守る活動の充実に努めた。 ・ 地域人材を活用した学校・家庭・地域連携推進事業を実施した。 ・ 各小・中学校では、地域未来塾等、公民館・地域と連携した事業を地域統括コーディネーターと共に実施することができた。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 情報発信の時の情報の精選と正確な発信の検討 ・ 地域の人的・物的資源の発掘と更なる有効活用のための仕組みづくり	B
--	--	-----------------

学校教育

(3) 教師力の向上と学校力の充実 教職員の学習指導や生徒指導の力を向上させるとともに、教育目標を具現化するためにチームとして取り組む学校づくりを推進する。また、幼児・児童・生徒が安全で安心な学校生活ができる教育環境の整備・充実に努める。	【取組状況】 (学校マネジメント力の向上) : A - 全ての学校が、自校の教育理念や教育目標、経営方針を明確に示したグランドデザインを作成し、地域・保護者・関係機関等に周知しながら、地域の実情に応じた創意ある教育課程の編成・実施に努めた。 - また、全ての学校が学校評価を実施し、校長のリーダーシップの下、全教職員が共に学校改善のためのマネジメントの見直しを行った。 (教職員の資質能力の向上) : B - 各校で、授業評価システムを組織的・継続的に活用し、授業改善に努めるなど、教職員の授業力向上を図った。 - 各校の教育理念や教育目標、経営方針を明確化し、教職員一人一人の危機管理意識を高めたり、服務規律を徹底したりする研修を各校で継続的に実施した。 - 一人一台タブレット端末の導入に伴い、授業等で活用できるように、オンデマンドにより教職員への研修を実施した。 (教育環境の整備・充実) : A - 各校で、危機管理マニュアルの見直しを行うとともに、避難訓練を毎月一回実施するなど充実に努めた。 - 児童生徒をまもり育てる協議会については、新型コロナウイルス感染症の感染状況により、令和2年度は1回開催であったが、地域や関係機関等との連携を図りながら、安全・安心な学校づくりを進めた。 - 全ての学校においてICTを活用することができる教育環境を整えた。 - ICTを活用した校務支援システムを有効活用することにより、校務の効率化を図り、教職員が子どもと向き合う時間の確保に努めた。 - GIGAスクール構想により、一人一台タブレットを整備した。 「西条市学校施設長寿命化計画」を策定し、学校施設の老朽化対策について、求められる機能・性能を確保しつつ、中長期的なトータルコストを削減するため、計画的に改修等の工事を実施することとし、当年度は西条市立飯岡小学校において長寿命化改修工事に着手するなど、安全・安心な教育環境の整備を推進した。 【今後の課題と取組の方針】 - 各種研修会の充実 - 全小・中学校におけるICTを効果的に活用した各校の特色を活かした「学びあい学習」の推進 - 学校施設の計画的な改修及び維持管理 - 新型コロナウイルス対応と新しい学校の生活様式の定着	A
--	--	---

重点目標 2 知・徳・体のバランスのとれた子どもの育成

基本施策	取組状況等	評価
(1) 確かな学力の定着と向上 基礎的・基本的な知識・技能の定着を図るとともに、学んだことを活用して課題を解決するために必要な思考力・判断力・表現力、自ら進んで学習に取り組む態度を育成する。	【取組状況】 (学習指導要領の趣旨を踏まえた「わかる・できる・楽しい」授業の創造) : B - 全小・中学校で「学びあい学習」を取り入れた授業改善を推進しようとしたが、新型コロナウイルス感染症対策のため、話し合い活動ができなかった。しかし、「コロナ禍の中の学びあい」を進め、児童生徒が自ら進んで学習に取り組む態度の育成を図った。 - A L Tや外部講師をオンライン研修や遠隔合同授業などで積極的に活用し、創意ある授業を展開した。 - 社会科副読本等、地域や児童・生徒の実態に応じた教材を積極的に活用した。 - I C Tを活用したり、授業のユニバーサルデザイン化を図ったりして、よく分かる意欲的に取り組める授業づくりに取り組んだ。 (言語活動の充実) : B - 学習指導要領で求められている言語の力を育むため、校内研修を実施した。 - 市内の各教科部会における研修で、外部講師によるオンライン研修を行い、知識・技能を活用してレポートの作成や論述を行うなど、思考力や表現力、判断力を養う学習の大切さについて共通理解を図り、授業実践に努めた。 (家庭との連携による学習習慣の定着) : B - 各校で学力の定着・向上を図るために、家庭学習の仕方について、手引書を作成・配付した。また、有効活用を図るための手引書の使い方等について保護者へ説明を行った。 【今後の課題と取組の方針】 - 小学校での学習指導要領の完全実施 - 令和3年度中学校での学習指導要領の完全実施への移行 - 新型コロナウイルス感染症対応 - 教職員の授業力の向上を図り、児童生徒の学力の向上を目指すための、G I G Aスクール構想下でのI C Tを効果的に活用した「学びあい学習」の一層の推進 - 愛媛学びの森学習支援サイトの積極的な活用による児童生徒の学習習慣の確立 - 教育心理検査を実施・考察し、学力向上に繋がるよりよい学級づくりに活用 - 確かな学力の定着と向上のための効果的な取組についての情報交換 - 言語活動の充実のためのより効果的な校内研修の実施 - 家庭学習の重要性や学習の仕方についての啓発活動の一層の充実	B

学校教育

(2) 豊かな心の育成 豊かな体験を通して、生命を尊重し、感動する心、礼儀や規律を重んじる心を育成する。	【取組状況】 (自己を見つめ生き方を考える道徳教育の推進) : A - 各校の道徳教育推進教師を中心に、指導体制を充実させ、学校のエデュケーション活動全体で行う道徳教育を推進した。 - 特別の教科道徳の指導の充実に向けて授業改善を図り、道徳教育の充実に努めることができた。 (優れた芸術や伝統文化、異文化に触れる活動の充実) : B - 文部科学省が行う子どもの文化芸術体験事業に積極的に取り組み、派遣事業においては中止としたが、巡回事業では5校1,428名の児童・生徒が優れた文化・芸術に触れることができた。 (ふるさとを愛する心を育てる教育の推進) : B - 各校で地域の歴史等を学び、伝統文化の大切さを再確認した。 - 各校で実施した西条市の偉人についての学習を基に、代表児童生徒による作文集を作成して、地域を愛し誇りに思う心を育てると共に、自己の生き方を考えることができた。 【今後の課題と取組の方針】 - 道徳性を養う地域教材の開発 - 地域の伝統芸能の積極的な伝承 - 中学校での特別の教科道徳の指導の充実	B
---	--	--------------------------------------

学校教育

(3) 健やかな体の育成 生涯を通じて活力ある生活を送るための基礎となるたくましい体を育成する。	【取組状況】 (体力づくりの推進) : B ・ 市小学校体育連盟研究部員等を対象に愛媛大学から講師を招き定期的に研修会を開催し、教職員の指導力向上を図った。 ・ 水泳記録会は中止となったが、陸上記録会を実施し、体力向上を目指した取組ができた。 ・ 中学校の運動部活動に対し、各種大会参加に係る費用の補助を行い、部活動の振興に努めた。 ・ 新体力テストの結果を分析し、全ての学校で策定した「体力アップ推進計画」にその方策を盛り込み、実践した。 (食育の推進) : B ・ 給食を教材として、地産地消に取り組むことの大切さや地場産品についての学習を行った。 ・ 食育応援隊出前授業を3小学校で実施したほか、研究授業方式による衛生管理研修会や栄養教諭による食に関する公開授業を西条市立大町小学校で実施するなど、体験的な食育活動を行った。 (学校給食における運営等の検討) : B ・ 安全・安心な学校給食を将来にわたって安定的に提供していくため、庁内検討委員会を組織し協議を重ねるとともに、学校給食関係者、保護者等市民に対して給食センター整備の方向性を説明するなど、「西条市学校給食施設整備基本計画」の策定を推進した。 (規則正しい生活習慣の確立と薬物乱用防止教育等の推進) : B ・ 規則正しい生活習慣の確立のため、新入学児童に「食べて 動いて よく寝よう」のリーフレットを配布するなど、児童生徒や保護者・地域への啓発を行った。 ・ 各小・中学校で、薬物乱用防止教室を開催したり、タバコやドラッグの危険性について指導し、理解を深めたりした。 【今後の課題と取組の方針】 ・ えひめ愛顔のジュニアアスリート発掘事業への積極的な参加 ・ 保護者や地域に対する食育の啓発活動の充実 ・ 規則正しい生活習慣の確立における、家庭や地域への啓発活動の強化 ・ 令和6年度までに、新体力テストにおいて県内トップクラスの実現 ・ 東京オリンピック・パラリンピックへの啓発事業の一環として、西条市立小松中学校と西条市立周布小学校が指定校であったが、コロナ禍であり、例年規模の啓発はなく、令和3年度は西条市立三芳小学校と西条市立西条北中学校が指定となった。 ・ 新型コロナウイルス感染症対策を継続する。	B
---	--	--

学校教育

重点目標 3 西条市の特色ある学校教育の取組の推進

基本施策	取組状況等	評価
(1) ICTを効果的に活用した「学びあい学習」の推進～問題の発見や解決に向けた主体的・対話的で深い学びの実践～ 学習意欲を高め、基礎的な知識・技能の確実な定着や問題解決能力の育成を図るため、主体的・対話的で深い学びを実現するとともに、ICTを効果的に活用した「学びあい学習」を推進する。	【取組状況】 (西条っ子学びの向上推進事業) : B - 市内小・中学校における「学びあい学習」の実践研究をさらに進めようとしたが、新型コロナウイルス感染症のため、話し合い活動ができなかったが、「コロナ禍の学びあい」として、テレビ会議システム等を使って、教職員の授業力の向上を図りながら児童生徒の学力向上を図った。 (小・中学校ICT教育推進事業) : B - 市内全小・中学校に設置された電子黒板をはじめとするICT機器類及び校務支援システムを有効活用するための支援・研修体制を整えた。 - ICTを有効に活用することで、子どもたちの学力の向上及び教育の質の向上を図るとともに、校務の効率化を図ることで教職員が子どもたちと向き合う時間を創出するとともに、教職員の負担軽減に努めた。 (ICTを活用したスマートスクール実証事業) : B 「小・中学校ICT教育推進事業」の実施に伴い、全ての小・中学校の教職員にICTの利活用が十分に行き渡るよう、能力グループ別でオンデマンドによる必要な研修・指導に努めた。 (人口減少社会におけるICTの活用による教育の質の維持向上を図る「西条市モデル」の定着と普及) : A - 人口過少地域にある小規模校が抱える課題をICTによって軽減・解消することを目指し、学校間の教室をWEB会議システム等で結び、大画面のスクリーンを利用して一つの授業を行った。本事業により生まれる効果・価値を見出しながら、子どもたちの学びの充実を図り、教育の質の維持・向上を図った。 (実証校：田滝小学校、徳田小学校、田野小学校、丹原小学校) 【今後の課題と取組の方針】 - GIGAスクール構想下での教育の情報化による子どもたちの学力の定着と向上 - 次期学習指導要領の全面实施（令和2年度小学校、令和3年度中学校）を控え、国が定める整備達成	B

学校教育

(2) 防災教育の充実・発展 安全・安心な学校・地域をつくるため、防災教育の充実・発展を図りながら、防災人づくりを推進する。	【取組状況】 (12 歳教育推進事業) : B - 新型コロナウイルス感染症対策により、令和 2 年度は中止した。事業見直しの観点から令和 2 年度で本事業は終了となった。 - 大人数が集まっての取組は実施が難しい状況であったが、各校が避難訓練、引渡し訓練、防災の専門家による講演、防災マップの作成等、感染症対策をした上で取り組むことができた。 <table border="0"> <tr> <td>避難訓練実施校</td> <td>年 4 回以上</td> <td>24 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 3 回以上</td> <td>1 校</td> </tr> <tr> <td>防災マニュアルの見直し</td> <td></td> <td>25 校</td> </tr> <tr> <td>防災の専門家による講演</td> <td></td> <td>9 校</td> </tr> <tr> <td>防災マップの作製</td> <td></td> <td>12 校</td> </tr> </table> (中学校における防災教育の推進) : B - 新型コロナウイルス感染症対策により、令和 2 年度は中止となった。 - 大人数が集まっての取組は実施が難しい状況であったが、各校が避難訓練、引渡し訓練、防災の専門家による講演、防災マップの作成等、感染症対策をした上で取り組むことができた。 <table border="0"> <tr> <td>避難訓練実施校</td> <td>年 4 回以上</td> <td>8 校</td> </tr> <tr> <td></td> <td>年 3 回以上</td> <td>2 校</td> </tr> <tr> <td>防災マニュアルの見直し</td> <td></td> <td>10 校</td> </tr> <tr> <td>防災の専門家による講演</td> <td></td> <td>4 校</td> </tr> <tr> <td>防災マップの作製</td> <td></td> <td>1 校</td> </tr> </table> 【今後の課題と取組の方針】 - 令和 3 年度より、12 歳教育推進事業と学校等連携事業を統合し、校区防災を実施することにより、地域の中の学校として防災教育の充実・発展を図っていく予定である。	避難訓練実施校	年 4 回以上	24 校		年 3 回以上	1 校	防災マニュアルの見直し		25 校	防災の専門家による講演		9 校	防災マップの作製		12 校	避難訓練実施校	年 4 回以上	8 校		年 3 回以上	2 校	防災マニュアルの見直し		10 校	防災の専門家による講演		4 校	防災マップの作製		1 校	B
避難訓練実施校	年 4 回以上	24 校																														
	年 3 回以上	1 校																														
防災マニュアルの見直し		25 校																														
防災の専門家による講演		9 校																														
防災マップの作製		12 校																														
避難訓練実施校	年 4 回以上	8 校																														
	年 3 回以上	2 校																														
防災マニュアルの見直し		10 校																														
防災の専門家による講演		4 校																														
防災マップの作製		1 校																														
(3) コミュニケーション能力の育成 豊かな感性や社会性、自分の思いを伝える力、他者の考えを受け入れる力、よりよい集団やコミュニティをつくろうとする意欲等を育むため、コミュニケーション教育を推進する。	【取組状況】 (文化芸術による子どもの育成事業) : C - 西条市がコミュニケーション能力の育成を目的として、積極的に取り組んでいる「コミュニケーション教育推進事業」では、芸術家集団による創作活動を取り入れたワークショップ型の授業を行っているが、令和 2 年度においては中止とした。 【今後の課題と取組の方針】 - コミュニケーション教育の成果と課題の把握と更なる充実	C																														

学校教育

(4) 幼・保、小、中、高の連携・協働協力体制の確立 心身の調和のとれた発達を促し、人間性の基礎を培う教育を推進するため、幼・保、小、中、高の連携を強化する。特に、小学校から中学校の義務教育9年間において、学びの連続性を重視した教育を実現する。	【取組状況】 (学校等連携推進事業)：B ・ 中学校区ごとのテーマによる講演会、指導方法の研修、出前授業、体験入学、授業交流、合同職員研修、学力向上の取組、部活動体験、環境改善活動、郷土の歴史や文化財についての学習など、独自性のある活動を行った。 ・ 令和3年度から本事業は12歳教育推進事業と統合して校区防災を実施することで、より地域と密接に、地域の中の学校となる目標を設定する。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 幼・保、小、中、高の教職員の連携の更なる充実及びコミュニティ・スクール実現のための地域連携を目指す。	B
(5) 業務改善の推進 教職員一人一人の意識改革を促すとともに、誇りや情熱をもって働ける教育環境を整備し、ワーク・ライフ・バランスを実現しながら、子どもとじっくりと向き合う時間を十分に確保することによって、教育の質の保障・向上につなげる。	【取組状況】 (学校現場における業務改善加速事業)：B ・ ICT機器を活用し、教材準備等の時間の短縮や効率化を図ったり、校務支援システムを活用し、校務の効率化を図ったりした。 ・ テレワークの導入により、ワーク・ライフ・バランスを実現することができた。 ・ 「部活動に関する基本方針」を継続し、休養日を週当たり2日以上、少なくとも平日1日、土日1日以上設けることにし、活動時間は2時間程度、休業日や土日は3時間程度にし、教職員の負担軽減を図っている。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 教職員の業務分担の抜本的な見直しと、更なる効率化・適正化の推進	B

社会教育

重点目標 1 地域に根差した生涯学習活動の推進

基本施策	取組状況等	評価
(1) 地域づくり・人づくり・つながりづくりを目指した社会教育の推進 市民の学習ニーズや地域課題等を的確に捉え、地域の自主性・主体性を生かした地域密着型の生涯学習を推進する。	【取組状況】 (多様な主体が「参加」する学習機会の提供と人材育成の支援) : B ・ 公民館職員を対象にこれからの地域づくりと向き合う公民館の役割等についての専門研修を3回開催し、延べ56名が受講した。 ・ 市民の多様な学習ニーズに対応するため、市民大学講座を開講したが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため4講座を中止し、2講座のみ計10回開催し、延べ111名が受講した。 ・ 市民大学卒業式記念講演会については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ・ 公民館人権同和教育活性化事業として、人権・同和教育に関する学習会の開催や標語の掲示、チラシの配布などを行った。 ・ 全公民館で計747サークルが活動を行い、活動場所の提供や、サークル活動の紹介等を支援した。 ・ 公民館フェスティバルについては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止した。 ・ 持続可能な暮らしを実現する地域コミュニティの構築に向け、地域づくりのメンバー（地域代表者、公民館長、地域づくり支援員）と政策アドバイザーをオンラインで結び、地域の現状や取組について情報交換会を行った。（大町、橘、国安、田滝、小松） (団体同士のつながり「連携」する場の提供と活動の支援) : B ・ 地域密着型の公民館運営を行うため、常勤館長を17公民館に配置した。 ・ 公民館協力委員会を全ての公民館で開催し、公民館事業を通じた地域ネットワークの強化に努めた。 ・ モデル地区5地区（橘・大町・国安・小松・田滝）、推進地区5地区（氷見・多賀・田野・加茂・徳田）において、公民館を拠点に各種団体が連携し、地域住民主体の新たな枠組みである地域自治組織の設立及び活動支援に取り組んだ。 ・ 文化祭や運動会をはじめとする地域行事については、新型コロナウイルス感染症の影響により大多数が中止となった。 ・ 婦人会による子ども食堂の実施を予定していたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。 ・ 婦人会、PTA、愛護班、文化協会、ボーイスカウトに活動補助金を交付するとともに、各種事業を共催・後援し、組織の円滑な運営及び活動の支援を行った。 ・ 子ども読書活動推進に向け、放課後子ども教室等で図書整備に努めたり、読書活動を取り入れた。 (地域内での「話し合い」を大切にする環境づくりの支援) : B ・ 地域自治組織の設立・運営支援のため、4公民館に地域づくり支援員を配置した。 ・ 自らの学びを活かす場として、「放課後子ども教室」の実施及び「地域未来塾」「土曜教育」の拡充に努めた。	B

社会教育

	・ 「西条市地域コミュニティ基本指針」の実現に向け、新たな公民館のあり方について情報収集や関係者との協議、意見交換を行った。 ・ コミュニティ・スクールの導入に向け、モデル地区となる予定の玉津公民館において、学校教育課や市民協働推進課と連携しながらマイスターを招聘してコミュニティ・スクールについて学んだり、先進地事例の紹介を受け、現地視察等をした。 (地域住民が主体となって「課題解決」を行う地域活動の支援) : B ・ 学習成果発表の場として、ロビー・玄関提示場所の提供を行った。 ・ 公民館主催の学級、講座等の開催により地域住民の問題解決や学習ニーズに沿った学習機会の提供を行えた。 ・ 大町公民館では、大町地域づくり協議会のホームページについて、制作に向けた会議の進行や資料提供等を行うとともに、開設後はホームページの管理運営をサポートした。 ・ 山間部では地域の特性を活かした体験事業を開催し地区外の方と地域住民の交流が図られた。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 新たな公民館のあり方に向けて、公民館職員における共通理解の醸成 ・ 地域課題の発見・解決に取り組む公民館活動の推進 ・ 地域自治組織づくりと連携した活動支援や学習機会の提供 ・ NPOや民間事業者等の多様な主体との連携・協働による地域ネットワークの強化	
(2) 社会教育活動の基盤整備 市民の生涯学習に対するさまざまなニーズや地域活動に対応する活動拠点として、公民館等社会教育施設の基盤整備と学習環境の充実に努めるとともに、地域の安全・安心に資する事業展開を図る。	【取組状況】 (活動拠点としての社会教育施設の基盤整備) : A ・ 徳田・吉岡公民館等の空調設備の更新や修繕、各種備品の新設・更新を行うとともに、各施設の点検・清掃などを実施し、利便性及び安全性の確保に努めた。 ・ 耐用年数が切れる橘・氷見公民館のAEDを更新した。 ・ 7公民館の洋式便座に温水洗浄便座を計8台設置し、快適な利用環境の整備を図った。 ・ 加茂公民館の床修繕・通路舗装整備などの修繕を行った。 ・ こどもの国の複合施設化により、社会教育施設全体の施設再編に向けて、既存の分野別収集案の見直し作業を開始した。 (学習環境の充実) : B ・ 中央公民館において公民館運営審議会を年2回開催し、公民館事業の企画・実施に関する協議・審議を行った。 ・ 隔月で館長会・主事会を開催し、中央公民館を中心とした公民館相互の連携強化に努めた。 ・ 県等が実施する研修会に公民館担当職員を派遣するとともに、館長会・主事会で研修を実施し、職員の資質向上に努めた。 ・ 公民館だより等の情報を市ホームページに掲載するほか、市フェイスブックを活用し積極的な情報発信を行った。 ・ 公民館等施設からの推薦により市生涯学習推進講師を登録するとともに、登録名簿を各施設で共有し各種事業に活用した。	B

社会教育

	(地域における危機管理意識の向上) : B ・ 公民館を地域防災の拠点と位置付け、地域団体と連携のもと避難訓練や防災講座を実施した。 ・ 公民館だより等を活用して、地域防災意識の啓発や自主防災組織率の向上に取り組んだ。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 公民館・社会教育施設のエアコン更新 ・ 地域づくり支援のための公民館運営体制の強化 ・ 博物館等社会教育施設の分野別収蔵や施設再編による利活用の検討 ・ 防災をテーマとした公民館講座の開設等による防災人づくりの推進	
(3) 図書館のサービス機能の充実と利用促進 人づくり・まちづくり・情報発信の拠点として図書館を位置付け、継続的な図書館サービス機能の充実に努める。	【取組状況】 (人づくり・まちづくり・情報発信の拠点) : B ・ 新型コロナウイルス感染症対策を取りながら図書の収集と情報発信に努め、延べ 133,257 人に 560,259 冊の貸出を行った。 ・ 各館が市民生活に役立つ図書館として資料の収集に努め、令和 2 年度は寄贈図書も含めて 17,988 冊の図書整備を行った。 ・ 市内図書館図書を一括に利用できるよう、図書の相互補完として 55,691 冊の図書を循環した。 ・ 市内 4 図書館より離れた地域に住む方々に継続した図書の提供ができるよう、移動図書館車を運行し、6,462 冊の利用があった。 ・ より良い家庭環境の創出ができるよう、家族での利用の促進を目的とし、児童図書の充実に努め 4,924 冊の増加を図った。 ・ 各図書館共に地域的特色や課題に関する郷土資料の収集に努め 943 冊の新たな資料・図書の収集を行った。 ・ ハローワークの求人情報を掲示するほか、西条図書館では起業や個人のスキルアップに関する専門コーナーを設け、ビジネス支援に関する情報の提供に努めた。 ・ 参加者及び講師の安全を考慮し、外部講師の招聘は停止したため講演会等の開催は中止した。 (サービス機能の充実) : B ・ 子どもたちに直接、本を読むことの大切さ楽しさを伝えるために、小学校へ図書館職員が出向きブックトークを 7 回開催した。 ・ 子どもたちが図書に触れる機会を増やすために、小学校へ移動図書館車を巡回し、1,656 冊の図書利用があった。 ・ 乳幼児からの読書習慣の獲得のために、本を通した保護者と子どもたちとのスキンシップを体験してもらうブックスタート事業については、592 名に絵本等の配布を行ったが、新型コロナウイルス感染予防のために、全館 8 月まで絵本の配布を保健センターに依頼し、事業説明や読み聞かせを中断した。8 月以降参加者や場所に余裕のある会場より再開している。 ・ 幼児期へと発達する段階の子どもたちに本を楽しんでもらえるよう、職員やボランティアによるお話し会を実施した。	B

社会教育

	・ グローバル化の進展に合わせて、英語の読み聞かせを実施した。 ・ 市内高等学校へ出向き、保育実習前の生徒を対象とした実技指導を実施した。 (持続可能な図書館運営マネジメントの検討) : B ・ 持続可能な図書館運営を目指し、令和2年4月1日より、全館の開館時間の短縮と、西条図書館への休館日設置、2館ずつ休館日の集約化を図った。結果としては西条図書館の開館日数が減少していることもあり、来館者は301,046人で前年度比-190,219人となり、一日平均来館者でも1,146人、前年度比-418人と減少している。 ただ、見直しと同時に新型コロナウイルス感染症対策のために、臨時休館や利用制限を取っており、見直しによる実質的な影響は検証できない状況にある。 ・ 近隣公共施設との連携についても、新型コロナウイルス感染症対策として、臨時休館や利用制限を設ける必要があったため、連携は実施できなかった。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 非来館型サービスの導入 ・ 市民生活に役立つ蔵書の充実 ・ 郷土資料の収集・整理・公開 ・ 学校と連携した子どもの読書推進活動の充実	
--	---	--

社会教育

重点目標 2 家庭・地域の教育力の向上

基本施策	取組状況等	評価
(1) 豊かな心をもった青少年の育成 子育ての原点である家庭に、教育力の向上を促し、学校・家庭・地域社会と関係団体が一体となって、社会性・協調性・豊かな心を持った青少年の育成を図る。	【取組状況】 (家庭教育力の向上) : B ・ 小中学校で開催する子育て学習講座（延べ 46 講座、参加者 3,538 名）へ講師を派遣し、保護者・教職員等の学習を支援した。 ・ 第 16 回西条市 P T A 大会が「新しい時代を 愛顔であゆむ P T A」をスローガンに、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、一部 P T A 会員、西条市教育委員会関係者のみが参加し、中央公民館で開催された。開会式、表彰行事及び活動紹介については動画撮影が行われ、後日、Y o u T u b e にて市内 P T A 会員限定で公開された。また、活動紹介では、西条市 P T A 連合会役員が課外授業「西条市 P T A 連合会って？」と題し、西条市 P T A 連合会内各委員会の活動等を紹介した。 (地域社会が育む青少年の健全育成) : B ・ 放課後や週末等における子どもたちの安全で安心な活動場所の提供を目的に放課後子ども教室を 23 教室開設し、児童クラブと連携を図りながら体験活動や学習活動を実施した。 ・ 地域未来塾 14 教室を開設し、学習支援を行った。 ・ 土曜日等における魅力あるプログラムの取組を支援する土曜教育を 6 教室開設し、小学生対象の美術、バレーボール、バドミントン、小中高校生対象の演劇、高校生及び地元小中学生対象の里山生活体験等を実施した。 ・ P T A 等が親子のふれあいを目的として行う体験活動については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、9 月以降実施の事業を対象とし、実施場所を西条市内に限定する等の制限等を設け、7 事業を支援し 686 名の参加があった。 ・ 公民館における 3 泊 4 日の共同生活で、通学や体験活動を経験する通学合宿事業については、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため実施はなかった。 ・ 地域愛護班、青少年健全育成協議会等の活動を支援し、地域全体で子どもを守り育てる環境づくりに努めた。 ・ 新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、令和 3 年 1 月 10 に予定されていた「令和 3 年成人式」は、令和 3 年 5 月 2 日に延期された。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 学校との連携による子育て学習講座の充実 ・ 親子ふれあい交流体験事業や通学合宿事業の支援 ・ 放課後子ども教室、地域未来塾、土曜教育の持続的・安定的な運営のための人材確保 ・ 学校・地域との協働活動の基盤づくり	B

社会教育

重点目標 3 地域文化の継承・形成と歴史文化の保全・活用

基本施策	取組状況等	評価
(1) 地域に根差した市民文化の振興 ふるさとの自然と文化を愛する心を 培い、文化会館や公民館をはじめ生涯 学習施設の活用を図り、各種文化団体 や自主的サークルの育成と芸術文化の 振興に努めるとともに、郷土の歴史及 び文化に対する認識向上を図る。	【取組状況】 (団体育成と芸術文化の振興) : B ・ 西条市文化協会会員や学校の児童生徒を対象とし、芸術文化活動に功績のあった功労者を表彰した。(功労賞 3 名・奨励賞 8 名・1 団体) ・ 伝統民俗芸能の保存・活用に取り組む各地域伝統芸能保存団体 (1 団体)の活動を支援した。 ・ 市民の演劇文化醸成を図るため、5 回目の実施となる「西条市坊っちゃん劇場アカデミー」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。 ・ 全国規模の合唱コンクールに出場する市内各学校の合唱部に対して外部講師による指導を行う「西条市コーラスアカデミー」は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。 ・ 各地域文化祭主催の文化祭・美術展は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止・延期とした。 ・ 各種文化団体(謡曲、囲碁、短歌等)が主催する大会は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。 ・ 五百亀記念館、考古歴史館、生涯学習の館等において市民に作品展示の場所を提供するなど、文化芸術活動を支援した。 ・ 2020 年東京オリンピック・パラリンピックにおけるオーストリア共和国のホストタウン事業の一環として開催予定だった「ウィーン放送交響楽団マスターデュオコンサート」は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止とした。 ・ 丹原文化会館全館空調設備の更新を行った。 (郷土の先人顕彰) : B ・ 近藤篤山顕彰冊子を、市内の各小学校新入生に配布した。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 文化協会への活動支援 ・ 郷土の偉人をまとめたデジタル冊子作成 ・ 文化会館による市民参加型事業の縮小充実	B

社会教育

(2) 文化財の保護と調査活用の推進 文化財の実態調査や資料整備、企画展開催等に努めて周知啓発を図り、その保存活用を推進する。	【取組状況】 (保存と活用) : B ・ 埋蔵文化財包蔵地において民間開発行為に伴う試掘調査を行い、埋蔵文化財の状況把握に努めた。 ・ 公共事業(国営ほ場整備事業等)に伴い、試掘調査並びに「北竹ノ下Ⅱ遺跡」の本調査を実施した。 ・ 県営ほ場整備事業に伴う発掘調査報告書作成にかかる整理作業を行った(道場遺跡・松ノ丁遺跡)。 ・ 平成27年度に策定した「史跡永納山城跡保存整備基本計画」及び平成30年度に作成した「史跡永納山城跡保存整備基本設計」に基づき、南東部の城壁整備工事を実施した。また、現地では樹木伐採等の環境整備を実施した。 ・ 国指定重要文化財「興隆寺本堂」の防災設備保守点検事業に補助金を交付し、維持管理を支援した。 ・ 記録作成等の措置を講ずべき無形の民俗文化財に選択された石鎚黒茶の製造技術調査事業の2年目として、製造工程の記録、関係者への聞き取り、文献調査等を実施するが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響のため、事業が進まず令和3年度に事業を繰り越した。 ・ 市内指定天然記念物の維持管理(肥培等委託)を実施した。 (市民の文化財保護意識の向上) : B ・ 1月26日の文化財防火デーに合わせ、文化財所有管理施設において消防設備の立入検査や消防訓練を実施した。 ・ 郷土博物館等の案内板の設置を行った。 ・ 各社会教育施設における企画展や講座を開催した。 ・ カブトガニ保護に関する周知・啓発のため予定していたカブトガニフェスティバル、幼生放流、産業文化フェスティバルなど、各種行事やイベントは、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった。 ・ 市民に市之川鉾山の魅力を発信するために、引き続き市庁舎ロビーへ展示コーナーを設置した。 ・ 出土遺物や新指定文化財について市民へ紹介する特設コーナーを設置した。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 永納山城跡保存整備基本計画に基づく整備の推進 ・ 国営、団体営ほ場整備事業ほか、各種開発行為に伴う埋蔵文化財発掘調査に対処できる調査体制の確立 ・ 四国遍路の世界遺産登録に向けた県との連携 ・ 市之川鉾山資料室の情報発信 ・ 石鎚黒茶製造技術調査事業の継続	B
--	--	-----------------

人権・同和教育

重点目標 1 学習機会の拡充と啓発活動の推進

基本施策	取組状況等	評価
(1) 市民総ぐるみの人権・同和教育研修会等の推進 研修会等の積極的な開催や、啓発活動の推進を図るとともに、その内容の充実に努める。	【取組状況】 (市民意識調査の結果を踏まえた積極的な学習機会の提供)：B - 新型コロナウイルス感染症の影響を受け、大規模イベントや一部講座の中止を余儀なくされた。そのような状況の中で人権を尊重し、差別をなくすための教育・啓発活動を止めないよう感染予防対策を講じながら可能な範囲で各種事業を実施した。 - 自治会・PTA・婦人会等各種団体に対し、各種講座・研究大会への参加を呼びかけ啓発を行った。 - 市民大学人権・同和教育講座を5回開催し、247名の参加があり、人権問題に対する理解と認識を深め、差別に気づき、行動できる人づくりに取り組んだ。 - 人権・同和教育リーダー養成講座を5回開催し、310名の参加があり、部落問題をはじめ様々な人権問題について学習し、指導者としての力量を高めることができた。 - 平成28年に「部落差別解消推進法」が施行されたことを受け平成29年度より実施している部落問題基礎講座(3回・220名)を小中学校や公民館関係者を対象に開催した。部落差別解消の道筋を明らかにし、差別解消のための推進者の養成に取り組んだ。 - 市人権・同和教育研究大会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止としたが、実践報告書を学校、公民館等に配布した。 - 公民館人権・同和教育活性化事業では、大保木、小松、徳田、田野の4公民館において、夏休みこども人権教室、講演会、人権コンサート、高校生作品展示、文化祭での啓発など新しい学習機会の創出に取り組んだ。 - また、小地域懇談会では、視聴覚教材による学習、市人権教育指導員の講演や小グループによる討議などを行い、地域の課題に即した学習を行うことができた(35会場・1,322名)。 - 愛媛県人権対策協議会西条支部との協働による公民館訪問(東予・丹原地域14館・193名)を実施し、地域に根付いた効果的な人権・同和教育を推進するための意見交換を行った。 - 教養講座(人権・同和教育学習会、料理教室、生花、茶道教室等)を実施し、同和教育の振興、地域住民の相互理解及び交流を図った。(121回・712名) - 愛媛県人権教育協議会機関紙「えひめ人権・同和教育」を購入し、各種団体、関係機関に広く配布するとともに、各種講座や小地域懇談会等で人権啓発DVDを利用するなど、各種資料、視聴覚教材の積極的活用を行った。 - 高知市で開催予定であった四国地区人権教育研究大会は、新型コロナウイルス感染症の影響により、大会資料の配布のみとなったが、愛媛県では砥部町で県内報告会(26名)が開催された。また、愛媛県人権・同和教育研究大会(53名)や四国中央市で開催された東予地区人権・同和教育研究協議会(44名)も感染防止対策の中で例年より規模を縮小して研究協議が行われた。	B

人権・同和教育

	・ 子ども会活動（7 団体）に補助金を支出し、人権に関する学習活動の活性化を支援した。 ・ 差別をなくする市民の集い、カウンセリング基礎講座、心のサポーター養成講座、就学前教育関係者研修会、西条公共職業安定所と共催の企業・事業所向け人権・同和教育研修会は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止とした。 （人権意識の高揚を図るための効果的な啓発活動の推進）：B ・ 「差別をなくする強調月間」の取組として、市職員 1,264 名（職務に支障がある者を除く）が啓発用ワッペンを着用することにより、人権啓発に努めることができた。 ・ 市広報誌へ人権・同和教育シリーズを 3 ヶ月に 1 回掲載するとともに、ホームページや公民館便りに啓発チラシや事業経過等を掲載し、情報提供に努めた。 ・ 毎月 10 日を人権を考える日と定め、市内公共施設にのぼり旗を設置するとともに、人権のチラシを作成・配布し、広く啓発に努めた。 ・ 各種講座や研修を開催する時に、「身元調査おことわり運動」のステッカーを配布するなど、差別を許さない地域づくりを推進した。 ・ 人権意識を高めるための作文・詩、標語を市内小中学校及び高等学校に対し募集し、作文・詩 53 点、標語 240 点を掲載した作品集を 560 部作成した。市内小中学校・高等学校、公民館、図書館等に配布し、人権・同和教育の推進に活用した。 ・ 市内小中学校・高等学校、市 P T A 連合会、公民館、隣保館等から応募があったポスター、標語、写真を掲載した人権啓発カレンダーを 1,500 冊作成。小中学校・高等学校、幼稚園・保育所・こども園、公民館等に配布し、人権啓発に活用した。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 人権問題に関する市民意識調査の結果を市民に情報発信するとともに、結果を反映した講師の選定や講演内容の充実、事業内容の見直し ・ 市民、事業所への人権文化のまちづくり基本計画の周知 ・ 講座等の参加者の固定化がみられるので、多くの市民の関心を高め、より魅力的な研修内容の工夫及び課題の検討 ・ 平成 28 年に施行された「部落差別解消推進法」の具現化に向けた更なる取組 ・ オンラインによる講座など、ウィズコロナに対応した新たな手法による学習機会の提供及び啓発活動の展開	
--	---	--

人権・同和教育

重点目標 2 推進体制の充実

基本施策	取組状況等	評価
(1) 西条市人権教育協議会等との連携強化 西条市人権教育協議会や関係団体との連携を更に深め、地域と一体となった人権・同和教育を推進する。	【取組状況】 (西条市人権教育協議会活動の推進) : B - 西条市人権教育協議会と協働することにより、就学前教育、学校教育、社会教育、企業、行政関係の団体・機関と連絡調整を図った。 - 企業部会の事業所(571社)に人権を考える日のチラシ等を送付し、企業における人権・同和教育の推進に取り組んだ。 - 学校教育部会における夏季研修会は、「人の世に熱と光を! ―水平社運動がめざしたもの―」という演題のもと、奈良県御所市西光寺住職 清原 隆宣先生による講演会を会場(80名)及び小中学校へのオンライン配信により開催した。 「差別をしない、差別に負けない、差別を許さない」力を高めるため、子ども会育成会交流学习発表会(37名)を開催し、2団体が活動発表を行った。発表会を通じ、参加者相互の学びあいと仲間づくりの輪を広げた。 (愛媛県人権対策協議会西条支部、東予地域人権啓発活動ネットワーク協議会、西条公共職業安定所等関係団体との連携による研修機会の確保及び推進) : B - 愛媛県人権対策協議会西条支部主催の先進地研修に参加し、研修機会の確保に努めた。 - また、同支部の行う学校訪問に随行し意見を述べるなど、小中学校における人権・同和教育の研修の充実に努めることができた。 - 東予地域人権啓発活動ネットワーク協議会との連携により、人権の花運動(榎瑞小学校実施、西条農業高等学校協力)を実施することができた。 【今後の課題と取組の方針】 - 企業・事業所向け研修の充実と参加企業の増加 - 企業・事業所に対する「西条市人権文化のまちづくり条例」の周知 - 愛媛県人権対策協議会西条支部との連携による社会教育における人権・同和教育の更なる推進	B
(2) 人権文化のまちづくり市内推進計画の実践 人権文化のまちづくり基本計画にもとづき、人権課題解決に向けた全庁的な取組を推進する。	【取組状況】 (全庁的な取組による計画の実践) : A - 社会環境の急速な変化に伴い、複雑多様化する人権課題に対して、更なる人権施策を推進するため、「西条市人権文化のまちづくり条例」を改正した。 - 国際化、少子高齢化、情報化の進展などに伴う人権問題の多様化や令和元年12月に実施した「人権問題に関する市民意識調査」の結果を踏まえ、「西条市人権文化のまちづくり基本計画」の改定を行った。 - 人権文化のまちづくり基本計画に基づき、市役所各課が人権問題の啓発や人権施策の推進に努めた。	A

人権・同和教育

	・ 市役所の課長級職員を対象に動画配信による人権・同和教育研修を実施し、人権意識の向上に努めた。 ・ 公民館長会及び公民館主事会において人権・同和教育研修を行った。 【今後の課題と取組の方針】 ・ 人権文化のまちづくり基本計画（改定）に基づき、あらゆる行政分野に人権尊重の理念を取り入れた全庁的な庁内推進計画の推進	
--	--	--

外部評価委員の意見、評価

学校教育

- ・コロナ禍で会議や事業が中止や制限される中、各事業に積極的に取り組んでいるのは素晴らしい。
- ・評価基準、基本施策等については、長年教育委員会が研究してきたものと思う。その中で積極的な取組がなされていると感じている。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響で中止となった行事もたくさんあったと思うが、素晴らしい事業もたくさんあるので、その灯を消さないようにお願いしたい。
- ・人権・同和教育、生徒指導など、今後もさらなる研修の充実と実践の積み重ねの継続をお願いしたい。
- ・生徒指導の充実の項目で、中・高生徒指導主事連絡会等との連携による健全育成についての記載があるが、高等学校でも、中学校や青少年育成センター、ウイングサポートセンター等との連携により生徒一人一人を大切に育てており、コロナ禍はあるが、今後も密な連携をお願いしたい。
- ・不登校対応への学校の支援体制づくりや保護者支援に努めていただきたい。
- ・外国人児童・生徒が将来不利益を被らないよう支援の拡充をお願いしたい。
- ・不審者情報等を各団体が共有できるようになり、見守りを強化できたことは良い取組だと思う。
- ・地元地域の子どもは地元地域で育て、いったん外に出たとしてもいずれは地元に戻って地域の文化・産業を担う者になるべきだと考える。西条市内の中学生全員が、市内の5高校に進学し、全員地域で育て、全員地域に定着する子どもをつくりたいと思っている。幸い市内5高校は、普通科をはじめ、農・工・商、家庭科など産業の基盤となる学科が揃っているのので、引き続き魅力的な高校づくりを進めたい。ぜひ地域で育てるという観点において、地域の高校とのパイプを太くつなげていただきたい。
- ・地域の人的・物的資源の有効活用について、社会教育とも関連するが、教員OBの教育会の人材活用について、算数や音楽、美術など経験者であるOBが専門の分野で地域の子どもたちの為に活かす取組を行い、形付けていければよいと思う。
- ・ICT教育の推進が素晴らしい。今後さらに有効活用ができるよう取り組んでほしい。
- ・教育の普遍的なものから見ると、新しい取組で、子どもがどう変わってきたか、例えばICT教育による「書くこと」「話すこと」への影響、「想像力」の低下などでのデメリットについても評価の中に盛り込んでいけばよい。
- ・ICT化、GIGAスクール構想による一人一台のタブレット整備が進み、今後の教育環境に大いに期待しているところだが、SNSなどネット環境を使いたいじめや、気づかないうちに人を傷つけたり傷つけられたりといったことは気がかりな点である。時代とともに子どもたちも変わってきているが、昔からある「手で書く」ことの大切さや、「体力づくり」、「古き良きもの」、「日本人らしさ」なども大切に育んでいただきたい。
- ・中学校における防災教育の推進は素晴らしい取組である。今後も積極的に参加できる体制づくりと地域に貢献できる生徒の育成をお願いしたい。
- ・変化する時代と共に評価内容も変わると思うが、社会の中で生きていくため、人としての資質を育てていくことをお願いしたい。
- ・コミュニケーション能力の育成について、文化芸術による育成事業ができなかったため評価はCとなっているが、大人もそうだがコミュニケーション能力は非常に大切であり、ぜひ国の推進事業のみならず、あらゆる分野でコミュニケーション能力を高めていく方策を教育委員会主導で行っていただければありがたい。
- ・コミュニケーション能力の育成のため、人権・同和教育研修の充実や生徒指導研修の充実にさらに取り組んでほしい。
- ・教職員の業務改善について、先生方の負担も少なくなってきたとは思いますが、PTAの会などで夜学校に行くと残業している先生が多くおり危惧している。教職員が子どもたちの教育に専念できるよう負担を軽減していただきたい。
- ・教員の多忙さをいかに軽減していくかは課題である。特に日本の教員は遅くまで残って、ましては持ち帰って仕事をせざるを得ない状況にある。特に中学校では部活動が終わったあと各自の仕事に取り掛かるというような先生がかなりいる。
- ・中学校の部活動については、教職員の働き方改革として国の部活動指導員制度の活用を拡大していくことも必要ではないか。
- ・中学校などでは、部活動が教職員の負担となっている一面はある。ただ、生徒のために頑張っている先生がたくさん存在する。反面、部活動が苦痛と感じている先生もいることも間違いない。今後、部活動をどのようにしていくのかということは、国全体の課題となってくる。

外部評価委員の意見、評価

社会教育

- ・コロナ禍の中で社会教育を推進していくのは大変であったと思うが、できるだけ事業の灯を消さないように、また、コロナ禍でも対応できるような方法を工夫してもらいたい。
- ・家庭・地域の教育力向上について、健全な子どもを育てるには、大人が良い見本を示さなければならないと常々思っている。公民館の地域活動で、例えば一斉ごみ拾い活動などを通じて大人が子どもたちに良い見本を見せることが社会教育では大事であろう。
- ・コミュニティ・スクールの導入について、学校の先生に負担がかからないように進めてほしい。
- ・放課後子ども教室について、携わるボランティアの確保が年々難しくなっていると聞いている。今後の課題として人材確保についての記載があるが、対応を検討していただきたい。
- ・市の埋蔵文化財調査について、発掘されたものを一時的に地域の公民館に展示するなど、多くの人に見てもらう機会を作れば地域の人の関心も高まると思う。
- ・地域文化の継承・形成と歴史文化の保全・活用について、文化財は市の宝であるので、市民参加型の保護活動や、市民への啓発をさらに進めてほしい。

人権・同和教育

- ・「西条市人権文化のまちづくり基本計画」について、知らない人が多いと思うので、今回の改訂版はぜひ市民に広く啓発をお願いしたい。
- ・人権・同和教育については、人権擁護課や教育委員会だけでなく、全市で取り組んでいくことが大切である。同時に、各所管課で担当する人権施策は何かを検討していくことが大事であろう。
- ・昨年度には、夏季研修会で西光寺住職の講演をオンラインで行ったとの報告があった。教職員に対して授業の中で水平社運動を取り上げて、差別のない世界をつくるという思いを伝える大事な教材であり、受講希望が多かったためにオンラインでの講演としたものだが、大変ありがたかった。今後もコロナ禍での研修等の工夫をお願いしたい。

7 資料

(1) 教育委員会開催状況

令和2年1月1日～令和2年12月31日

定例会	臨時会	計
12回	2回	14回

(2) 議案処理状況

令和2年1月1日～令和2年12月31日

原案議決	修正議決	保留	計
23件	0件	0件	23件

(3) 学校訪問等活動状況

令和 2年4月 8日 小学校入学式

9日 中学校入学式

24日 西条市教員総会（テレビ会議）

5月13日 学校訪問（徳田小学校、東予西中学校）

14日 学校訪問（西条東中学校）

15日 学校訪問（西条小学校、禎瑞小学校）

20日 学校訪問（石根小学校）

21日 学校訪問（壬生川小学校、丹原西中学校）

25日 学校訪問（小松小学校）

27日 学校訪問（小松中学校）

28日 学校訪問（河北中学校、吉岡小学校）

29日 令和2年度市町教育委員会教育長会議

6月 1日 学校訪問（神拝小学校）

16日 学校訪問（東予東中学校、丹原東中学校）

17日 学校訪問（飯岡小学校、氷見小学校）

18日 学校訪問（大町小学校、神戸小学校）

19日 学校訪問（玉津小学校、吉井小学校）

22日 学校訪問（多賀小学校、楠河小学校）

23日 学校訪問（中川小学校、周布小学校）

29日 学校訪問（田野小学校）

30日 第1回総合教育会議

7月 1日 学校訪問（西条南中学校、国安小学校）

6日 学校訪問（西条北中学校）

- 7 日 学校訪問（丹原小学校、橘小学校）
- 8 日 学校訪問（庄内小学校、三芳小学校）
- 9 日 学校訪問（田滝小学校、西条西中学校）

8 月 1 1 日 外部評価委員会（教育委員会事務の点検・評価）

1 0 月 2 4 日 「えひめ教育の日」推進大会・推進フェスティバル

- 1 1 月 4 日 第 2 回総合教育会議
- 6 日 中学校音楽フェスティバル
- 1 0 日 愛媛県人権・同和教育研究大会
- 1 8 日 愛媛県差別をなくする県民の集い

1 2 月 1 6 日 防災教育実践モデル校研究発表会（橘小学校）

令和 3 年 2 月 1 6 日 第 3 回総合教育会議

- 3 月 1 7 日 市立中学校卒業証書授与式
- 2 4 日 市立小学校卒業証書授与式

(4) 教育財政状況

令和2年度 西条市一般会計歳出決算

(単位：千円)

款		令和2年度		令和元年度		備考
		決算額	比率	決算額	比率	
1	議会費	300,517	0.5%	321,960	0.6%	
2	総務費	16,784,256	28.7%	7,642,720	14.2%	
3	民生費	17,834,741	30.5%	17,791,304	33.1%	
4	衛生費	3,066,036	5.3%	5,967,889	11.1%	
5	労働費	241,422	0.4%	214,326	0.4%	
6	農林水産業費	1,610,549	2.8%	1,631,769	3.0%	
7	商工費	2,167,552	3.7%	2,006,029	3.7%	
8	土木費	5,524,375	9.5%	6,372,187	11.8%	
9	消防費	1,374,678	2.4%	1,559,896	2.9%	
10	教育費	5,047,775	8.6%	6,099,752	11.3%	
11	災害復旧費	86,764	0.1%	173,668	0.3%	
12	公債費	4,370,530	7.5%	4,071,163	7.6%	
歳出合計		58,409,195	100.0%	53,852,663	100.0%	

令和2年度 西条市教育費歳出決算内訳

(単位：千円)

項		令和2年度		令和元年度		備考
		決算額	比率	決算額	比率	
1	教育総務費	298,307	5.9%	334,858	5.5%	
2	小学校費	1,548,237	30.7%	1,782,056	29.2%	
3	中学校費	604,047	12.0%	1,366,408	22.4%	
4	幼稚園費	318,907	6.3%	431,795	7.1%	
5	社会教育費	1,164,025	23.0%	1,208,555	19.8%	
6	保健体育費	1,114,252	22.1%	976,080	16.0%	
歳出合計		5,047,775	100.0%	6,099,752	100.0%	

(5) 関係法令

◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抜粋）

（事務の委任等）

第25条 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その権限に属する事務の一部を教育長に委任し、又は教育長をして臨時に代理させることができる。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事務は、教育長に委任することができない。

(1) 教育に関する事務の管理及び執行の基本的な方針に関すること。

（中 略）

(5) 次条の規定による点検及び評価に関すること。

3 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、第一項の規定により委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならない。

4 教育長は、第一項の規定により委任された事務その他その権限に属する事務の一部を事務局の職員若しくは教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員（以下この項及び次条第一項において「事務局職員等」という。）に委任し、又は事務局職員等をして臨時に代理させることができる。

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第一項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第四項の規定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

- 2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

◆ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について
(通知) (抜粋)

(26 文科初第 490 号 平成 26 年 7 月 17 日 文部科学初等教育局長通知)

1 改正法の概要

- (4) 教育長は、教育委員会規則で定めるところにより、教育委員会から委任された事務又は臨時に代理した事務の管理及び執行の状況を教育委員会に報告しなければならないこととしたこと。(法第25条第3項)

2 留意事項

今回の改正においては、新「教育長」が教育行政に大きな権限と責任を有することとなることを踏まえ、教育委員会の委員による教育長のチェック機能を強化するとともに、住民に対して開かれた教育行政を推進する観点から、会議の透明化を図ることとしている。

(5) 自己点検・評価の活用

教育委員会が、効果的な教育行政の推進を図り、地域住民への説明責任を果たす観点から、平成20年度より、教育委員会は、毎年、自らの活動状況の点検及び評価を行うことが法律上の義務とされていることから(法第26条)、実施していない地方公共団体においては、速やかに実施する必要があること。

また、すでに実施している地方公共団体においては、点検及び評価の客観性を確保する観点から、法律において、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとされている趣旨に鑑み、学識経験者として、保護者や地域住民の意見も聴くこととするなど、更なる改善を図ることも考えられること。